

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に定める会員について規定するものとする。

(会員)

第2条 会員とは、本会の趣旨に賛同した者をいう。

第3条 本会の会員は次のとおり区分する。

- (1) 一般会員 （東近江市に居住する世帯）
- (2) 特別会員 （個人）
- (3) 賛助会員 （企業、法人、団体等）

第4条 本会は、会員に対し次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の事業計画・予算、事業報告・決算の報告
- (2) 本会の実施する各種調査の結果報告
- (3) 本会の実施する大会、講演会、研修会等の案内

(会費)

第5条 会費の額については次のとおりとする。

- (1) 一般会費 一口 500円
- (2) 特別会費 一口 1,000円
- (3) 賛助会費 一口 3,000円

(会費の納入)

第6条 会費はその年度内に納付しなければならない。

(会費の減免)

第7条 本会会長は、会員に特別の理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(雑則)

第8条 この規定に定めのない事項については、会長が理事会に諮りこれを定める。

附 則

1. この規程は平成17年2月11日から施行する。

附 則

1. この規程は平成21年4月1日から一部改正する。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から一部改正する。

附 則

1. この規程は令和2年4月1日から一部改正する。